

令和 3 年度(2021 年度)ODA 評価(第三者評価)実施案件

令和 4 年 4 月
大臣官房 ODA 評価室

評価分類	評価案件	業務委託先	評価主任	アドバイザー
【政策レベルの評価】 1 国別評価	東ティモール国別評価	学校法人 早稲田大学	長谷川 祐弘 日本国際平和構築協会理事長	山田 満 早稲田大学社会科学総合学院教授
	ペルー国別評価	日本テクノ株式会社	清水 達也 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 地域研究センター ラテンアメリカ研究グループ長	磯田 沙織 神田外語大学外国語学部イベロアメリカ言語学科 スペイン語専攻専任講師
	マラウイ国別評価	学校法人 早稲田大学	大門 毅 早稲田大学 国際平和戦略研究所 所長	川口 純 筑波大学 人間系教育学域 准教授
2 課題別評価	教育協力政策の評価	株式会社国際開発センター	石田 洋子 広島大学教育開発国際協力研究センター長／教授	黒田 一雄 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長／教授
【プロジェクトレベルの評価】	平成 29 年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	有限責任 あずさ監査法人	稲田 十一 専修大学経済学部教授	

東ティモール国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任:長谷川 祐弘 日本国際平和構築協会理事長
- ・アドバイザー:山田 満 早稲田大学社会科学総合学術院教授
- ・コンサルタント:学校法人 早稲田大学

評価対象期間:2016 年度～2020 年度

評価実施期間:2021 年 8 月～2022 年 2 月

現地調査国:東ティモール(オンライン調査実施)



東ティモール国立大学工学部での授業風景

評価の背景・対象・目的

東ティモールは、2002 年 5 月の独立を機に外交関係を開設し、2022 年 5 月をもって約 20 年が経過する。同国は ASEAN 加盟を目指しており、日本が推進する自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の観点からも外交的な重要性を増している。

本評価は、過去 5 年間(2016～2020 年度)の日本の対東ティモール政府開発援助(ODA)政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対東ティモール ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1)政策の妥当性

▶ 検証項目1:日本の上位政策との整合性

日本の東ティモール支援政策は国別援助方針(2012)で掲げた重点支援分野(経済活動活性化のための基盤づくり、農業・農村開発、政府・公共セクターの能力向上)、国別開発協力方針(2017)で掲げた重点支援分野(経済社会インフラの整備・改善、産業の多様化の促進、社会サービスの普及・拡充)のいずれも基本方針である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきたという点で整合している。

▶ 検証項目2:東ティモールの開発政策・ニーズとの整合性

日本の対東ティモール支援政策は、「戦略開発計画 SDP」(2011～2030)と概ね整合しており、とりわけインフラ開発、農業の産業化・市場化、日本での研修・留学など人材育成と整合性が高い。

日本の東ティモールに対する復興・支援政策の重点分野は一貫して、インフラ整備、農業、人材育成であり、社会の安定化と石油収入による経済水準の向上にともない、開発ニーズもより高度化した。

▶ 検証項目3:国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性

日本の支援の重点分野は SDGs に一致している。インフラ整備分野においては世銀、ADB との協力が特に整合的であり、インフラ整備を重視する ADB 案件(国道 1 号線)の協調融資における協力関係が特に顕著であった。

▶ 検証項目4:日本の比較優位性

東ティモールにおける日本の比較優位性が発揮された分野(高等教育支援など)とそうでない分野(道路建設など)で差異がみられた。(評価結果:高い)

(2)結果の有効性

▶ 検証項目1:重点分野における日本の支援実績(インプット)

日本の対東ティモール支援は、支援金額の観点から大きな貢献をしている。

▶ 検証項目2:開発課題ごとの日本の ODA 実績と貢献(アウトプット)

各開発課題は実現途上にありアウトプットが一部目に見える形で実現しつつある一方で、事業レベルでは費用超過や期限延長を行っており、効率性・持続性に一部課題が残る。

▶ **検証項目 3: 重点分野に対する効果(アウトカム、インパクト)**

各開発課題に対する取り組みを通じ、経済社会基盤(インフラ)の整備・改善、産業の多様化の促進、社会サービスの普及・拡充について一部効果が発現している。(評価結果: 高い)

(3) プロセスの適切性

▶ **検証項目 1: 日本の対東ティモール国別開発協力方針策定プロセスの適切性**

日本の対東ティモール ODA 政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。

▶ **検証項目 2: 日本の対東ティモール ODA 実施プロセスの適切性**

日本の対東ティモール ODA の実施プロセスは、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対東ティモール支援重点分野にもとづく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が適切に行われていた。

▶ **検証項目 3: 日本の対東ティモール ODA の実施における協調・連携**

開発他アクターとの協調・連携が適切に行われていた。(評価結果: 高い)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● **外交の視点からの評価**

(1) 外交的な重要性

日本の対東ティモール ODA は、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、質の高いインフラ、人間の安全保障に貢献しうる。さらに、日本の資源安全保障外交のツールとして ODA は引き続き実施する意義がある。

過去の二国間の首脳会議・閣僚会議において、日本の ODA に対する感謝の意が東ティモール側から示されており、両国の友好関係促進にとって重要な役割を果たしうる。

(2) 外交的な波及効果

東ティモール政府の国際社会における日本の立場の支持、日本の東ティモールにおける可視化、友好関係の促進には一定程度の効果をもたらした一方、両国の経済関係強化や民間企業の進出については一部課題が残る。

評価結果に基づく提言

- (1) 「質の高い」ODA 供与による、東ティモール経済の離陸支援
- (2) LDC 卒業を見据えた環境インフラへの支援拡充
- (3) 外国人技能実習制度と連携した、職業人・産業人の育成
- (4) 「投資先として選ばれる国」づくりのための環境整備と観光資源の推進
- (5) 「強靱なインフラ」づくりのため、インフラセクター全体を俯瞰した政策的貢献
- (6) 東ティモールの統治能力を強化するために日本の ODA の戦略的拡大

(了)

ペルー国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任: 清水 達也 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所
地域研究センター ラテンアメリカ研究グループ長
- ・アドバイザー: 磯田 沙織 神田外語大学外国語学部
イベロアメリカ言語学科 スペイン語専攻専任講師
- ・コンサルタント: 日本テクノ株式会社

評価対象期間: 2011 年度～2020 年度

評価実施期間: 2021 年 8 月～2022 年 3 月

現地調査国: ペルー(オンライン調査実施)



日本の無償資金協力により建設された国立障害者リハビリテーション・センター

評価の背景・対象・目的

ペルーは、日本が 1873 年に中南米で最初に外交関係を樹立した国である。1899 年に日本人が南米大陸で初めて移住した国として約 10 万人の日系人を擁し、日本とは長い歴史に基づく友好関係が継続している。また、ペルーは累計ベースで中南米における日本の ODA の最大の被供与国である。

今回の評価では、過去 10 年間のペルーへの支援政策を評価し、今後の日本の対ペルー支援政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに評価結果をフィードバックすることを目的とする。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1)政策の妥当性

日本の対ペルー協力の政策は、日本の ODA の上位政策である政府開発援助大綱(2003)や開発協力大綱(2015)、ペルーの中長期及びセクター開発計画に合致している。また、国際的な優先課題として MDGs、SDGs、ペルーで支援を行っている各ドナーの支援方向性との整合性も取れている。さらに、日本の比較優位性のある分野を中心に政策策定が行われている。(評価結果: 極めて高い)

(2)結果の有効性

日本の対ペルー協力の実績において、高中所得国に分類されるためペルーへの ODA 金額は減少傾向にあるものの、山岳地域やアマゾン地域といった特殊な国土に多様な援助ニーズを有するペルーに対し、重点 3 分野(経済社会インフラの整備と格差是正、環境対策、防災対策)の中で案件を絞り、日本の優位性を活かした支援を行っている。経済社会インフラの整備と格差是正分野ではペルーの貧困状況の改善、環境対策分野では山岳地域の灌漑施設整備や農家の収量向上、防災分野では日本の知見や経験を有する災害に強いインフラや警戒・警報体制の強化、政府が防災訓練を積極的に実施するなど国民レベルまでの防災意識の定着といった成果を得ている。(評価結果: 極めて高い)

(3)プロセスの適切性

開発協力方針は、日本側・ペルー側の関係者と適切な協議を行い策定されており、事業展開計画も毎年更新されている。実施プロセスにおいても、実施体制の整備、ニーズの把握、対ペルー支援重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング、広報が行われている。(評価結果: 極めて高い)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

●外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

外交関係上の重要性の観点から、日本はペルーに対し貿易促進や進出企業のビジネス環境整備に資する EPA、投資協定、租税条約などの法的枠組みの構築促進やこのような枠組みに基づく協議など

を通じ、日本企業の進出の促進を始め、経済関係の強化を図っている。さらに、国際的共通課題として、両国に共通する地震・津波対策や環境・気候変動問題、核軍縮・不拡散、国連安保理改革、北朝鮮問題及び南シナ海・東シナ海問題といった多くの課題に対して連携・協力を行ってきている。なお、日本が掲げる外交理念を踏まえた相手国の重要性の観点では、2020 年に外相会合において、両国が 140 年を超える外交関係を有し、普遍的価値を共有する戦略的パートナーであることを再確認するなど、両国間の関係性は高い。また、2011 年以降、継続して両国間のハイレベル協議を含む要人の往来を実現しており、政治リーダー間の交流緊密化と理解促進は、在留邦人及び日系人社会の安全と繁栄に資するものとする。このような観点から、対ペルー ODA は外交的な重要性を有している。

(2) 外交的な波及効果

二国間関係への効果(友好関係促進など)の観点では、日本とペルーは 2011 年以降、継続して両国間の交流実績を有していることが確認できた。さらに、日本の支援の成果が両国の友好関係促進に寄与した例も多数見られた。また、国際社会での日本の立場支持の観点では、ペルーは、国連安保理改革、貿易、環境、軍縮・不拡散などの分野を始めとして、国際社会での活躍が顕著であり、国際問題への対応について、日本とペルーが協力関係を構築するべく緊密な関係を深めることが期待できる。さらに、日系企業の進出など経済関係強化への効果の観点において、進出日系企業拠点数は増加している。このように、対ペルー ODA により日本とペルーのより良好な関係構築といった外交的な波及効果が確認できる。

評価結果に基づく提言

(1) 基本方針「持続的経済発展への貢献」の維持

2010 年代後半の政治危機及び南米大陸で最悪規模のコロナ災禍に見舞われたペルー経済を元の成長軌道に回帰させるため、持続的経済発展への支援を行うことはペルー側のニーズに合致しており、外交上も二国間関係の強化、地球規模課題の解決に向けた協働を図っていく上で重要である。

(2) 「選択と集中」：3 つの重点分野への各種 ODA スキームによる支援の継続

「経済社会インフラの整備と格差是正」、「環境対策」、「防災対策」の課題・社会のニーズは変わらず存在し、ペルーの基本的な開発の方向性は変更されていない。これらは日本の技術の活用が大いに見込まれる分野であり、今後も支援を継続する必要がある。

(3) 多様な主体の資金・活動との連携強化

日本の ODA 予算の有効活用と将来的なペルーへの援助資金の減少を鑑みれば、開発に資する多様な主体の資金・活動との連携強化は一層重要である。その観点から民間セクターとの連携によるスキームを積極的に活用して優良案件を形成・実施していくべきであり、また事業間連携、国際機関連携についても引き続き注力することが重要である。

(4) 長期的な人材育成につながる技術協力の継続の必要性

ペルー側が望む技術支援を通じた新技術の導入というニーズに応えるには、民間企業技術に加え、大学でのスタートアップ支援、SATREPS などにより活用し、大学・研究機関の連携をより深化させることが可能である。

(5) 日系人社会との連携の維持

日本の ODA 事業の受け皿及び開発効果のペルー社会全体への橋渡しの役割を担う日系人社会がそのアイデンティティを維持し、文化・社会・経済的地位をより高めていくことに寄与する協力は、彼らを日本の ODA の連携パートナーとして維持する有効な手段であり、今後も継続していくことが望まれる。

(6) ペルー国の自然環境及び気候変動の影響を踏まえたインフラニーズへの対応

インフラニーズに対する各種 ODA スキームによる支援は継続的に検討する必要がある。その際には、対象地域の自然環境や気候変動の影響を十分に踏まえたものにするほか、ペルー国が推進する地方分権化を考慮しつつ、環境社会配慮の適切な実施、特に地元住民への対応や関係者間合意形成への支援に十分な配慮が必要である。

(了)

マラウイ国別評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

・評価主任: 大門 毅 早稲田大学 国際平和戦略研究所 所長

・アドバイザー: 川口 純 筑波大学 人間系教育学域 准教授

・コンサルタント: 学校法人 早稲田大学

評価対象期間: 2016年度～2020年度

評価実施期間: 2021年8月～2022年3月

現地調査国: マラウイ(オンライン調査実施)



マラウイの小規模農家(丹羽克介氏提供)

評価の背景・目的・対象

日本は、1971年のJICA海外協力隊派遣以降、マラウイに対し、技術協力と無償資金協力を中心とした支援を実施してきた。マラウイはザンビアからモザンビークにつながるナカラ回廊の一部を形成するため、対マラウイ支援は、同国のみならず南部アフリカ地域の成長や資源の安定供給にもつながり、貧困削減や人間の安全保障を推進することにもなる。本評価では、2016～2020年度に実施された日本の対マラウイ援助政策や国別援助方針・開発協力方針の重点分野に基づく支援を対象とし、今後の日本の対マラウイ援助政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たし、関係国政府や他ドナーへのフィードバックも目的とする。

評価結果のまとめ

(1) 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の上位政策との整合性は高いが、人間の安全保障や持続可能な開発目標(SDGs)など、一層の強化が期待される。他ドナーの援助政策との関連性では、整合性は確保できているが、マラウイ政府が制度化した対話への関与は消極的とみられているため、一部課題があるとの評価となった。しかし、日本の対マラウイ支援は、マラウイの開発ニーズとの整合性が極めて高く、日本の比較優位性も高かったため、総合的に勘案した場合、政策の妥当性は高い、と判断した。(評価結果: 高い)

(2) 結果の有効性

遅延した事業や当初の計画通りの成果が見込めない事業が、各重点分野で見られたものの、一定の貢献が認められるインプットがあり、総体としては、概ね当初の目標が達成され、中長期的な効果も認められた。よって、日本の対マラウイ支援の結果の有効性は高い、と判断した。(評価結果: 高い)

(3) プロセスの適切性

開発協力方針や援助政策は、適切な手順を踏んで策定されていた。援助実施体制の適切性は高く、マラウイ側の脆弱な財政状況を踏まえた配慮・工夫もなされていた。他ドナーとの調整や意見交換については、日本側の認識と一部の他ドナーの認識に乖離が認められた。マラウイ国民向けの広報努力は、認められるものの、一層の工夫が求められる。一部課題があるが、各検証項目は、総じて高い。(評価結果: 高い)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

(2) 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

後発開発途上国のマラウイは、経済指標が低い内陸国のため、近隣国から、治安や感染症などの影響を直接に受けやすい脆弱な国である。そのマラウイを支援することは、南部アフリカ地域の安定と繁栄、人間の安全保障の観点から重要である。日本の対マラウイ支援は、国際社会・アフリカ地域の平和・

安定・繁栄に資するものであり、自由・民主主義、法の支配などの基本的価値、ルールに基づく国際秩序の構築にも有意義である。

(2) 外交的な波及効果

対マラウイ支援の波及効果として、国際社会における日本の立場をマラウイは支持してきたことが挙げられる。マラウイは、TICADプロセスに対する支持を通じて、日本の南部アフリカ地域における外交プレゼンスの向上にも貢献している。JICA海外協力隊の継続的な活動は、日本とマラウイの二国間関係において重要な人脈の構築や相互理解の増進に役立っている。日本企業のマラウイ進出や民間投資の促進に関しては、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」などを通じて日本の中小企業とマラウイの産業人材をつなぐ試みがなされてきたが、現在のところ、具体的な成果に結びついていない。

評価結果に基づく提言

(1) 日本の中小企業やNGOの進出や投資環境の整備に資する措置を強化すべき

マラウイの法体系の形成を支援してきた国・ドナーとも協調して、マラウイの会社法・租税法を精査し、海外からの企業・NGOの進出や投資の参入障壁を取り除くための改訂手続きを支援する。他ドナーと協調して、税関手続きの簡素化に向けた課題別研修や技術協力を実施する。旧来の開発区分の枠組みにとらわれず、起業・金融・投資など日本の中小企業のビジネス・チャンスを促進する分野を掘り起す。「ABEイニシアティブ」の選考基準を、民間企業幹部候補を含め、起業家精神旺盛な人材の発掘が可能なように修正し、日本の中小企業がマラウイ人起業家と共同事業を展開するために必要な支援体制を強化していく。

(2) 留学生・研修員の「人材バンク(仮称)」を設置し、彼らのネットワーク構築と活用を強化すべき

人材ネットワーク構築のための留学生・研修員「人材バンク(仮称)」を、登録者の個人情報保護に配慮しながら、JICA 現地事務所の管轄でクラウド上に設置する。その運用には、元留学生・研修員同窓会の有効活用を図る。同窓会が主体的に運用することで、留学生・研修員間のネットワークに加え、一般市民との架け橋となり、日本の中小企業、投資家、NGO との架け橋としても機能するように支援する。「人材バンク」を日本の中小企業や投資家にとって利用しやすいものとすることは、提言1にも寄与するため、創設時には、課題別研修や技術協力と組み合わせてもよい。

(3) JICA海外協力隊とマラウイ側中核人材の戦略的・継続的活用を図るべき

対マラウイ支援における日本の比較優位は、草の根レベルでの人材育成を通じた技術協力にある。この取組での、JICA 海外協力隊の経験者の登用・活用を図る。これを促進するため、元隊員が専門知識・技術を得る機会を増やす。隊員が、任期後も継続的にマラウイにて活動することで、経験を積み、専門性を磨く機会を提供し、シニア海外協力隊員や専門家へとキャリア・アップできる道筋を用意する。日本の支援事業の担当者や元研修員を、マラウイ側の中核人材と位置付け、彼らの継続的な関与を促すため、彼らに対するフォローアップを充実させる。彼らが学んだ知識や技術をリフレッシュ研修によって定期的に更新するとともに、知識や技術を向上させるために、「ABE イニシアティブ」や「SDGs グローバルリーダーズ」などの長期研修に加え、新たにマラウイを「人材育成奨学計画(JDS)」対象国に加え、大学院留学の機会を増やす。

(4) マラウイの一般市民に向けた外交広報戦略の強化を図るべき

外交的な波及効果を高めるために、「顔の見える援助」を継続的に発展させ、「顔が見える」だけではなく、「日本国民からマラウイ国民へのメッセージ」が声となって伝わるように、戦略的にODA広報を位置付ける。日本国民の声が、マラウイ政府や援助関係者だけでなく、一般市民にまで伝わるように、SNSなどの参加型ソーシャル・メディアを活用した双方向外交を展開する。日本マラウイ協会が、日本国内向け広報に果たしてきたような機能を同窓会に付与する。発信力のある元研修員・留学生を活用して、SNSでの発信頻度を高めるとともに、マラウイ人のインフルエンサーやアーティストにSNSでの効果的な広報を依頼し、ODA広報の質を高める。

(了)

教育協力政策の評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

- ・評価主任: 石田 洋子 広島大学教育開発国際協力研究センター長／教授
- ・アドバイザー: 黒田 一雄 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長／教授
- ・コンサルタント: 株式会社国際開発センター

評価対象期間: 2015 年度～2020 年度

評価実施期間: 2021 年 9 月～2022 年 3 月

事例研究対象国: エルサルバドル、マダガスカル(オンライン調査実施)



評価チームによるオンライン学校訪問
(マダガスカル)

評価の背景・対象・目的

教育協力は日本の開発協力の重点課題の一つとして位置付けられており、2015 年に策定された「開発協力大綱」の教育分野の課題別政策として、「平和と成長のための学びの戦略」という現行の日本の教育協力の政策文書が定められた。同政策の実施開始から 6 年が経ち、その実施状況と達成度について評価し、教育協力政策の今後のより効果的・効率的な実施へ向けての有益な提言を取りまとめることを目的として、本評価を実施した。

評価結果のまとめ

●開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

本政策は、2015 年 2 月に閣議決定された開発協力大綱に基づいて策定された教育分野の課題別政策として位置付けられている。同政策は、被援助国を含む各国が抱える教育課題への取り組みを打ち出した持続可能な開発目標(SDG)4 を踏まえていること、日本の教育協力の比較優位性のある分野が盛り込まれていること、教育協力の実務者やNGOとも十分な協議の上に策定されていることから被援助国の開発ニーズとも合致している。
(評価結果: 極めて高い)

(2) 結果の有効性

日本の教育協力の二国間援助額に関して、2015 年から 2019 年までの 5 年間は 31 億ドル強で、その前の 5 年間の約 75%である。しかし、協力の成果については、被援助国や国際社会の教育課題解決と教育目標達成に対する貢献度が高いことが確認された。2020 年からは、新型コロナウイルスの影響を大きく受けたが、途切れない学びのために、教材のデジタル化、オンライン授業・研修の提供など、新たな取り組みが始められていることが確認できた。
(評価結果: 高い)

(3) プロセスの適切性

外務省は、関連省庁、JICA、大学関係者、国際機関、NGO、民間企業など関係者に対して助言を求めながら本政策を策定した。実施段階では、日本大使館、JICA 在外事務所などの関係者がメンバーとして ODA タスクフォースを構成し、被援助国に対して援助政策の立案、案件形成、案件の進捗に関する情報共有などを定期的に行った。また、多様な援助ニーズに応えるため、他の援助機関との連携や多様な援助モダリティも適用された。一方、実施期間、達成に関する目安・目標が設定されず、実施状況のモニタリングに向上の余地も見受けられた。
(評価結果: 高い)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

●外交の視点からの評価

(1)外交的な重要性

被援助国政府や他ドナー、さらに在外公館からの本政策に対する認知度は高くない。一方、個々の教育協力案件レベルにおいて、それらの教育協力が日本からの支援であることは被援助国政府によりよく認識され、評価されている。結果として、被援助国の教育課題へ資するだけではなく、より良い二国間関係の構築や日本のプレゼンス向上に寄与していると考えられる。

(2)外交的な波及効果

日本の教育協力は総じて被援助国の開発ニーズに応えつつ、現場に寄り添いながら顔の見える協力を実施している。そのため被援助国からの信頼性や期待は高く、二国間関係の強化に貢献していると言える。また、日本の名を冠した教育分野への支援をはじめとして、被援助国の元首自身が協力に対する謝辞を述べる例や、国際的・地域的な教育協力ネットワークを強化する形で行われている教育協力案件は、ASEAN や中米、アフリカなどの域内協力、連携強化につながっており、外交的波及効果が発現していると考えられる。

評価結果に基づく提言

(1)日本の教育協力政策内容への提言

- ▶ 国際潮流に沿って幅広い教育分野での協力に対応する可能性があり、次期政策では、重要分野の中でも優先順位を付けることを検討すべき。
- ▶ 国民への説明や関係者への情報共有のために、政策の実施期間、達成すべき目安、目標の設定を行い、同政策に盛り込むことが肝要。
- ▶ 同政策に次の5つの内容を盛り込む。①協力の目的、対象分野などを出来るだけ分けて表記。②当該事業と関連の深い他のアクター・事業との連携を維持・強化し、過去の協力の成果の蓄積、これまで研修を受けた人材、既存の制度の活用により、効果を高める。③相手国の実情に合わせたモニタリングの仕組みを構築。④援助効果を発現、確かなものにするため、長期的な信頼関係を被援助国と築く。⑤ネットワーク型アプローチ、多国間・二国間援助機関との連携強化や財政支援を含む多様な援助モダリティを維持し、現地のニーズに柔軟に応じた協力を実施。

(2)日本の教育協力政策の策定・実施過程への提言

- ▶ 教育協力政策の策定について、関連省庁、JICA、大学関係者、国際機関、NGO、民間企業などの関係者が会し、開かれた透明なプロセスで議論する既存のフォーラムなどを有効活用する。
- ▶ 政策実施の点検については、教育協力関係者による「国際教育協力連絡協議会」などのプラットフォームをさらに活用し、同政策の実施状況を確認するべきである。また、適切なタイミングでの同政策の第三者評価を実施し、提言を導き出し、新しい政策に反映する。そのためにも、政策の実施期間、達成の目安、もしくは目標の設定を行う。
- ▶ 効果的、効率的な政策実施のためには、教育案件の検討・形成・実施などにおいて、文部科学省からの知見、協力が重要である。例えば、外務省、文部科学省、ODA 実施機関である JICA の三者が揃って定期会合を開催することを検討する。
- ▶ 政策の広報については、これまでと同様、機会を捉えて、日本のリーダーから国際社会に対して同政策の発信をするとともに、適切な政策実施のため、外務省内、在外公館、JICA の国内外の拠点を含む ODA 実施機関への継続的な周知を実施する。
- ▶ 教育協力政策の“外交的重要性と波及効果”に係る観点の評価を充実させるため、個別協力案件の事業実施期間中、モニタリング、各種調査時において、関連する情報を収集・確認し、その蓄積した情報を整理して、報告書などに記載する。

(了)

平成 29 年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価〈概要〉

評価の実施体制

評価者(評価チーム)

・評価主任: 稲田 十一 専修大学経済学部教授

・コンサルタント: 有限責任 あずさ監査法人

評価実施期間: 2021 年 10 月～2022 年 3 月

現地調査国: スリランカ(オンライン調査実施)



トリンコモリー港に設置された浮標

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」(平成 29 年度交換公文(E/N)署名／供与額: 10 億円)を対象として、プロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の ODA の立案や実施のための提言・教訓を導き出し、また、国民への説明責任を果たすことを主な目的として実施された。評価対象事業は、日本で製造された係船浮標他、港湾整備関連資機材を供与することによって、港湾機能の強化を図り、もってスリランカの経済社会開発及び日系企業活動の支援に寄与することを目的としたものであった。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

対スリランカ国別開発協力方針、自由で開かれたインド太平洋戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブなどの日本の主要政策と本プロジェクトとの間には強い関連性が認められた。また、本プロジェクトは、トリンコモリー県マスタープランや国家港湾マスタープランなどのスリランカの主要政策及び開発ニーズに整合していた。本プロジェクトでは、コミッティー(政府間協議会)が適時に開催され、サプライヤーが公正に選定されたことから、実施体制は適切であった。スリランカ港湾局(SLPA)などのスリランカ側関係機関は、本プロジェクトを実施するために必要な能力を有していた。また、本プロジェクトの計画プロセスは適切であり、一般財団法人日本国際協力システム(JICS)などの日本側関係機関の働きを高く評価する声が、スリランカ側関係機関やサプライヤー企業からも聞かれた。(評価結果: 極めて高い)

(2) 結果の有効性

港湾設備は計画どおり適切に供与され、トリンコモリー港の夜間航行の安全性向上や 24 時間運営体制の確立と港湾機能の向上が実現した。港湾設備に対するスリランカ政府の満足度も高い。ただし、供与設備の内、船舶は事故による故障、発電機は SLPA によって実施されるべき工事が新型コロナウイルス感染症による外出制限を受け遅延していて未完了であったことから、2 台のうち 1 台が本評価調査時点で使用されていない状況にあった。地域の社会経済開発や日系企業支援といったアウトカムレベルでの開発効果や外交的な効果は発現までに時間がかかるため、達成状況に関する明確なデータは、短期的には得られていない。各段階のプロセスは適切であり、関係機関は適切に役割を果たした。なお、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行が、プロジェクトのモニタリングプロセスに影響を及ぼした。

(評価結果: 一部課題がある)

*(注)レーティング: 極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

(1)プロジェクトへの提言

▶ 大使館員による現地モニタリングの早期実施

現地モニタリングをできるだけ早く実施することを提言する。新型コロナウイルス感染症の状況を十分に考慮し、スリランカ現地の規制にそった感染予防対策を遵守することを要件とする。

▶ トリンコマリ港周辺の開発支援に向けた戦略の検討

地域経済への開発効果を、港湾開発という単体のプロジェクトで発現することは困難であり、物流を活性化し、投資を誘致して地域の経済社会の開発に繋げていくためには、周辺のインフラ開発も組み合わせた総合的な取組が必要である。以上より、本プロジェクトの成果を将来にわたって活かすため、日本国政府としてトリンコマリ港周辺地域の経済開発支援に向けた戦略を検討することを提言する。戦略検討にあたっては、周辺諸国において日本が推進する「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」などとの連携も考慮されることが望ましい。

(2)外務省が実施する無償資金協力(経済社会開発計画)への提言・教訓

〈提言〉

▶ プロジェクトに関するより積極的な情報発信

ODA の透明性を確保し、国民の理解を促進していくためにも、より積極的にプロジェクトに関する情報を発信していくことを提言する。

▶ プロジェクトの目的や効果発現に向けたロジックの明確化

計画当時の目的や効果発現に向けたロジックが曖昧である場合、事後的に再定義した目的について関係者間で意見の相違が生じ、納得感のある評価結果の導出が困難となる懸念がある。特に、外交的な効果についてはその再定義が困難なケースが多く、さらに評価のタイミングが適切でない(効果発現にはより長期間を要する)といった点も議論となり得る。以上の課題を踏まえ「経済社会開発計画」スキームの計画に際しては、目的や効果発現に向けたロジックを明確化するよう努め、その検討経緯を記録して保存することを提言する。

〈教訓〉

▶ 海外展開支援ツールとしての外務省の無償資金協力(経済社会開発計画)

外務省が実施する無償資金協力(経済社会開発計画)は、入札図書作成から契約締結までを、一貫して調達代理機関による手続だけで進められるという特徴がプロジェクトの迅速化と簡便化に繋がっている。また、パフォーマンス・ボンドが不要であること、対象が日本製品中心であることなどが、日本企業から好意的に受け止められている。以上より、「経済社会開発計画」スキームは、日本企業の海外展開を支援する有用なツールとなり得る。そのためには、プロジェクトを通じてどのように日本企業の海外展開を支援するのか、物品の内容や供与の目的について戦略的に検討することが重要である。

(了)

令和4年度(2022 年度)ODA 評価(第三者評価)対象案件

令和4 年 4 月
大臣官房 ODA 評価室

評価分類		評価案件
【政策レベルの評価】	1 国別／地域別評価	ラオス国別評価
		タジキスタン国別評価
		トルコ国別評価
	2 課題別評価	調整中
【プロジェクトレベル(事業レベル)の評価】	外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価	平成 28 年度対キューバ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価
		平成 29 年度対キューバ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価